

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：埼玉県					
災害等の種類：坑外・転倒	発生日時： 令和元年 8 月 2 8 日（水） 1 1 時 2 0 分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 4 8 歳、製品検査員、直轄、勤続年数・担当職経験年数：1 1 年 1 0 か月						
罹災程度：右足関節脱臼骨折、右足内果・外果骨折（休業日数：6 0 日）						
【概要】 鉱山事務所内品質検査室で製品検査作業を行っていた製品検査員 A は、喫煙休憩を取るため、鉱山事務所裏の喫煙所へ向かった。 喫煙所は来客がいる会議室の窓から見えるため、来客の視界から外れた位置で喫煙をしようと、当時降っていた雨に濡れないよう建屋軒下を歩行していたところ、すでに用途廃止となっていた消火用砂が入った土のう袋を踏んで体勢を崩して転倒した。 罹災後、痛みがあり足をついて歩行できなかったため、事務所内へ助けを呼び救助された。足首の痛みと腫れがあったため、社有車にて市内の病院に搬送し、診察した結果、右足くるぶしが骨折していた。						
【原因】 ・喫煙場所の範囲が不明確であった為、本来通行しない場所を通行した。 ・通路及び現場の整理整頓・清掃に関するリスクアセスメントが不十分であった為、人が通行可能な場所に不用品が置かれていた。						
【対策】 ・喫煙所周辺の不用品の撤去、通行禁止処置を実施。 ・喫煙所の範囲を確定。 ・通路及び現場の整理整頓・清掃に関するリスクアセスメントを実施。 ・上記内容を現場会議で従業員に周知。						
【参考情報等】 ○作業上考えられるリスク、ヒヤリハットなどの情報の共有を図る仕組みを徹底し、有効に機能させましょう。 ○不要物が放置されることがないよう事業場内の整理整頓を図りましょう。 ○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ ・巡視及び点検（鉱山保安法施行規則第 2 6 条・鉱業権者が講ずべき措置事例第 2 3 章）						

・ 共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号）

＜労働安全衛生法令＞

・ 通路に関する安全基準（労働安全衛生規則第540条第1項）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根、田中

電話番号：048-600-0437



災害発生箇所



罹災箇所（鉦山事務所から罹災箇所に向けて撮影）



罹災箇所（土のう袋を踏んで転倒）



不用品の撤去と通行場所の整理